

## 第3章 条例の内容

### ・ 条例の全体構成

<p>総 則</p>	<p>前 文</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日野市の特徴</li> <li>・ 日野市の将来像</li> <li>・ 日野市の取組み経緯と条例の策定</li> <li>・ 条例をつくってめざす、日野市のユニバーサルデザインのまちづくりの目標</li> </ul>
	<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例制定の目的</li> </ul>
	<p>用語の定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニバーサルデザインとバリアフリー</li> <li>・ 「市民」「事業者」「誰もが」 ・ 参画</li> <li>・ 対象建築物（一般都市施設・特定施設）整備基準、建築物の改修</li> </ul>
	<p>各主体の責務と連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市及び市長の責務</li> <li>・ 事業者の責務</li> <li>・ 市民の責務</li> <li>・ 市、事業及び市民の協力及び連携</li> </ul>
<p>誰もが使いやすいまちづくり</p> <p>建築物等施設や移動空間の整備を誘導するための手段</p> <p>《自主条例》</p>	<p>一般都市施設の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備基準への適合努力義務</li> <li>・ 整備基準適合証の交付</li> </ul>
	<p>特定施設の整備</p>	<p>（新設又は改修）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手続き（届出義務、指導及び助言、届出審査終了通知書の交付、工事完了届の提出義務、完了検査）</li> <li>・ 立入調査権、勧告・公表（未届・著しい整備不十分の場合）</li> </ul> <p>（既存特定施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準適合状況の把握義務、報告の徴収、指導及び助言等</li> </ul>
	<p>施設をつなぐ連続した整備の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進地区：日野市まちづくり条例への委任</li> <li>・ 安心・安全でわかりやすい移動空間の連続した確保</li> </ul>
	<p>市の施設の先導的整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、新設・改修の機会を捉えて、先導的・モデル的に整備</li> </ul>

継続的発展のしくみ	計画・設計	推進計画の策定	・ユニバーサルデザイン推進計画
		分野別計画	・分野別計画へのユニバーサルデザインの視点の取り入れ
		事業者の計画・設計への反映	・左記の制度《自主条例》の適用
	実施	市の施設の先導的整備(再掲)	・市施設の先導的・モデル的整備(再掲)
		事業者の主体的・積極的な整備	・事業者の責務(再掲)
		市民主体の整備	・市民主体の整備：主体的な整備提案への支援
	評価・点検・改善	評価・点検	・評価・点検の実施、結果の反映義務
		白書の作成	・制度の運用状況と把握し、市民参画から得られた知見・情報を一元的に蓄積する白書の定期的作成 ・情報センター機能も持つ、白書作成担当組織の設置
		研修	・市の職員、事業者、市民への研修機会の提供の努力義務
		意見の収集と反映 市民参画の機会の確保 情報提供・啓発	・市長の市民意見収集の努力義務 ・意見を述べやすいような配慮義務 ・収集した意見の市の計画・整備の改善への反映 ・市民参画の機会の確保と周知 ・交流機会の確保 ・施設・移動に関する情報、継続的発展のための必要な情報の提供の努力義務 ・パンフレット等による啓発活動の義務
体制づくり	審議会	・PDCAの全体プロセスを統括する審議会の設置(目的、調査・審議事項、委員構成等)	
	横断的庁内連絡組織	・ユニバーサルデザインの推進のための庁内横断的連絡組織の設置	
その他	表彰	・功績のあった施設、地区・地域、事業を表彰	
	支援制度	・ユニバーサルデザインの推進のための支援補助制度づくり	
見直し期限		・附則に見直し期限を定める	

## ・ 前文

- ・ 前文では、日野市の特徴やこれまでの取組み・背景などをまず述べます。
- ・ 次に、日野市の「ユニバーサルデザインのまちづくりの目標像」を定め、この目標像実現を目指して条例を制定すると宣言します。
- ・ 以下が、案として考えられます。

私たちのまち日野には、緑と湧水が豊かな多摩丘陵と台地と二段の崖線、そして北側には多摩川、中央部には浅川が流れ、縦横に用水が走り、田畑が広がり、今もなお農業が営まれている風景を見ることができます。

また、日本を代表する企業の工場、日野の歴史を物語る高幡不動や日野宿等の文化遺産、そして私たちが暮らす水と緑豊かな住環境と商店街が調和し、地域ごとに様々な表情をもたらしています。

首都東京の成長とともに人口は増え続けてきましたが、現在は人口増の地域、人口減の地域両側面を持ちながら、全体として人口は微増しており住宅都市として成熟期を迎えようとしています。

このような特徴をもつ日野市は、「住みやすく、住みつづけられる良好な環境づくり」、「すべての市民がわけへだてなく、お互いの人権を尊重しつつ、地域の中でお互い助け合い、対等な立場で心のかよう環境づくり」、「政策形成への参画や市民意見が行政運営に反映されるしくみづくり」という3つの目標の実現に向け、市民と行政が一体となって参画、連携、協働によるまちづくりを推進しています。

バリアフリー環境整備の取組みでも「公園探検隊」「道路点検隊」「ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり推進モデル事業（ハードとソフトを組み合わせたユニバーサルデザインの整備）」、「交通バリアフリー基本構想の策定」など、市民との協働による様々な活動を展開しています。

しかしながら、今後高齢化が一層進展していく中で、障害者も含めたあらゆる人が社会に参加できる仕組みを構築していくためには、今後さらに、能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が可能な限り最大限に使いやすいような生活環境を形成していく必要があります。

日野市では、市民誰もが自らの意思で自由に行動し、余暇文化活動を含めたあらゆる活動に参加し、充実した生活を送ることができる環境づくりを進めます。そのためには、多様な人々の意見を出来るだけ多く取り入れ、相互交流し、継続的、横断的に取り組んでいくことが必要です。

このような継続的な取組みにより、市民誰もが人生を楽しみながら希望を持って生きられる日野をつくりあげることがめざし、この条例を制定します。

## ．総則

### 1 ．目的

- ・何を目的に条例を制定するのかを述べる部分です。
- ・前文に上げた「目標像」の実現に向けて、ユニバーサルデザインのまちづくりを促進するための手段やしきみ（法文では、「ユニバーサルデザインのまちづくりを促進するために必要な事項」と記述）を定めることを、条例の目的としています。
- ・例えば、以下が案として考えられます。

この条例は、市、市民及び事業者の参画、連携、協働のもとに、ユニバーサルデザインのまちづくりを促進するために必要な事項を定めることにより、市民誰もが自らの意思で自由に行動し、あらゆる活動に参加し、人生を楽しみながら希望を持って生きられる社会を築くことを目的とする。

## 2. 用語の定義

- ・以下が案として考えられます。
- ・条例化にあたり、総則以降の内容に応じて変更されていく部分です。

### バリアフリーとユニバーサルデザイン

- ・バリアフリー：障害をもつ方々や高齢者等が社会生活をしていく上で妨げになる障壁を取り除くことをいう
- ・ユニバーサルデザイン：能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が可能なかぎり最大限に使いやすいように、生活環境をデザインする考え方をいう。

### 市民

市内に住所を有する者、市内で事業を営む者、市内に土地又建築物等施設を所有する者、市内に勤める又は通学する者をいう。

### 事業者

一般都市施設を所有し、若しくは管理するもの、または新設し、若しくは改修しようとする者及び公共交通事業者をいう。

### 誰もが

ユニバーサルデザインの定義にある、「能力、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々」を指す。

### 参画

ものごとの企画、検討等に積極的に加わること。場に集まる「参集」、参加した場で個人の意見を交わし合える参加の状態である「参与」と異なり、一部の人だけに任せず、参加者自らも場を創り、必要な役割を担い合って、組織的に関わる参加の状態を指す。

### 一般都市施設

病院、図書館、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、共同住宅、車両等（鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で日野市規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）の停車場を構成する施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。

### 特定施設

一般都市施設のうち、規則で定める種類及び規模のものをいう。

### 整備基準

一般都市施設をより多様な人々が円滑に利用できるようにするための整備に関し、一般都市施設を所有し、又は管理する者の判断の基準となるべき事項として規則で定める事項をいう。

### 建築物の改修

建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定施設にする場合に限る。）をいう

### 3. 各主体の責務

- ・以下が案として考えられます。
- ・条例化にあたり、総則以降の内容に応じて変更されていく部分です。

#### 市及び市長の責務

市は、市民、事業者の参画・協働により、ユニバーサルデザイン化を継続的に発展を推進するための施策（計画・設計、実施、評価、改善の一連の施策）を講ずるものとする。

市は、上記各段階に市民の参画を促すために必要な施策を講ずるものとする。

市は、市民意見の聴取・反映のために必要な施策を講ずるものとする。

市は、都市・交通計画をはじめ、あらゆる市の計画や事業を、ユニバーサルデザインの観点から検討するものとする。

市は、施設の新設又は改修などの事業実施の機会を捉えて、積極的にユニバーサルデザインの導入に努めるものとする。

市長は、市の職員をはじめ、市民の教育・研修に努めるものとする。

#### 事業者の責務

事業者は、利用者・就労者の視点に立ち、ユニバーサルデザインに配慮して事業を実施するものとする。

事業者は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進・実現主体としての自覚をもち、自主的にユニバーサルデザインのまちづくりに係わるものとする。

事業者は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、積極的に他と協力・協働するものとする。

事業者は、事業に係わる者の啓発・研修に努めるものとする。

#### 市民の責務

市民はユニバーサルデザインのまちづくりの推進主体としての自覚をもち、ユニバーサルデザインのまちづくりに自主的に係わるものとする。

市民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、積極的に他と協力・協働するものとする。

市民は、地域で支え合うことにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるものとする。

市民は、ユニバーサルデザインについての理解を深めるよう努めるものとする。

#### 市、事業者及び市民の協力及び連携

市、市民、事業者は、相互し、及び連携し、一体となってユニバーサルデザインのまちづくりを推進しなければならない。

市、市民、事業者は、相互の情報提供に努めなければならない。

市長は、庁内の横の連携、市・市民・事業者間の連携を促進し、総合的かつ計画的にユニバーサルデザインのまちづくりを推進しなければならない。



## ・誰もが使いやすいまちづくり

ここでは、

**建築物等施設や、施設間の移動空間の整備を、誘導する手段を定めます**

### 1. 一般都市施設の整備

#### (1) 一般都市施設の整備基準への適合努力義務

- ・ここでは不特定かつ多数の者が利用する「一般都市施設」の、整備基準への**適合努力義務**を定めます。
- ・一般都市施設とは、以下の施設です。 「用語の定義」にあげています。

#### 【一般都市施設】

医療等施設 公益施設 福祉施設 学校等施設 自動車関連施設 公衆便所 集会施設  
物品販売業を営む店舗 飲食店 サービス店舗 宿泊施設 興行施設 文化施設 展示施設等  
運動施設 遊興施設 公衆浴場 事務所 工業施設 地下街 複合施設 共同住宅  
道路 公園・緑地、庭園、動物園・植物園・遊園地 公共交通施設 路外駐車場

#### (2) 整備基準適合証の交付

- ・整備の達成を認定することによって整備を誘導するため、表彰の意味で適合証を交付するものです。
- ・整備基準に適合させた「一般都市施設」の所有者等が、市長に交付を請求し、市長が『整備基準に適合している』と認めた場合に、交付されるものとします。

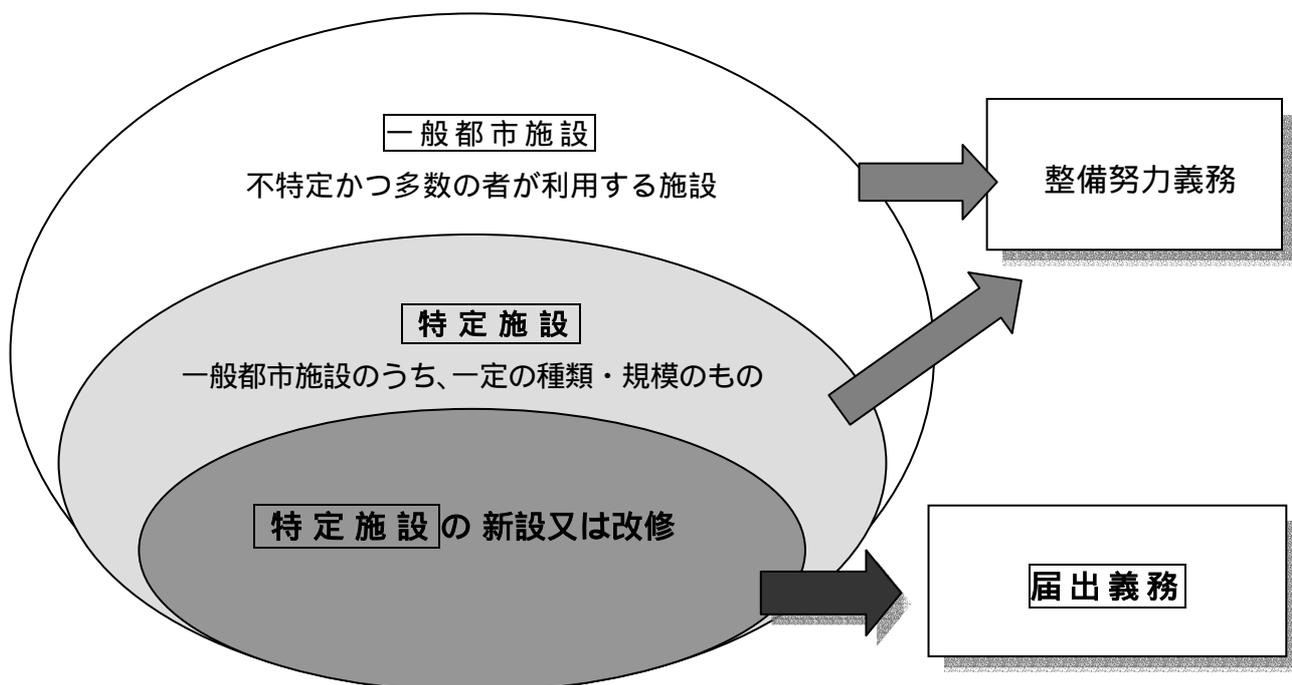


参考：東京都の適合証の例

## 2. 特定施設の整備 - 新設又は改修

### (1) 特定施設の定義と整備に係る義務の概要

- ・「一般都市施設」のうち、一定の種類及び規模以上のものを「特定施設」と定めます。
- ・特定施設の「新設又は改修」の際には、設計段階で届出を出し、基準への適合状況の確認を受けるよう義務付けます。
- ・なお、特定施設となる対象施設の範囲、適合を求める整備基準や、届出の時期、届出の際に提出しなければならない書類など、届出手続きの詳細については、条例の中にはなく、規則に定めます。



#### 《一般都市施設と特定施設の整備に係る対象行為と義務の強さの違い》

一般都市施設：新設、改修、所有、管理 すべてが努力義務

特定施設：新設、改修のみ、届出義務

所有・管理しているものについては、一般都市施設としての努力義務

表 既存制度の対象施設の範囲（平成 19 年 10 月現在）

バリアフリー新法に定める特別特定建築物 (東京都建築物バリアフリー条例)	東京都福祉のまちづくり条例	延べ床面積 (以上～未満)																							
		0㎡以上	100㎡以上	200㎡以上	300㎡以上	400㎡以上	500㎡以上	600㎡以上	700㎡以上	800㎡以上	900㎡以上	1000㎡以上	1100㎡以上	1200㎡以上	1300㎡以上	1400㎡以上	1500㎡以上	1600㎡以上	1700㎡以上	1800㎡以上	1900㎡以上	2000㎡以上	3000㎡以上	5000㎡以上	
1 学校	うち、盲学校、聾学校又は養護学校 学校(学校教育法に規定)、学校に類する施設																								
2 病院又は診療所(患者の収容施設を有するものに限る)	病院、診療所(入院設備あり)																								
	診療所(患者の収容施設を有しないものに限る。)	診療所(入院設備なし)、薬局																							
3 劇場、観覧場、映画館または演芸場	劇場、観覧場、映画館、及び演芸場 その他これらに類する施設																								
4 集会場(一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。 )又は公会堂	公会堂、床面積が200㎡を超える集会室を有する冠婚葬祭施設・集会場																								
	集会場(すべての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。)	公民館その他これらに類する施設																							
5 展示場	展示場その他これらに類する施設																								
6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	コンビニ、薬屋等、スーパー、百貨店等																								
7 ホテル又は旅館	ホテル及び旅館その他これらに類する施設																								
8 保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署	官公庁施設																								
9 共同住宅	共同住宅*																								
10 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (都条例は保育所含む)	老人福祉施設及び有料老人ホーム等																								
11 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	老人保健施設、児童福祉施設等																								
12 体育館、水泳場、ボウリング場(即)その他これらに類する運動施設又は遊技場	体育館、ボウリング場、スキー・スケート場等、その他これらに類する施設																								
13 博物館、美術館又は図書館	博物館、図書館、その他これらに類する施設																								
14 公衆浴場	公衆浴場等																								
15 飲食店	飲食店(食堂、レストラン、喫茶店等) 料理店は、個別判断																								
16 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	郵便局																								
	銀行、理美容所、クリーニング取次店等																								
17 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	公共交通施設																								
18 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	自動車車庫、一般公共駐車場																								
	自動車修理工場、自動車洗車場、ガソリンスタンド 自動車教習所																								
19 公衆便所	公衆便所																								
20 遊興施設(ゲームセンター・パチンコ、カラオケ)	遊興施設(上記以外)																								
	事務所(3000㎡以上)																								
21 一般ガス事業・電気事業等の営業所及び事務所	一般ガス事業・電気事業等の営業所及び事務所																								
	工業施設(3000㎡以上)																								
22 地下街など	地下街など																								
23 公共用歩廊	公共用歩廊																								
24 宗教施設	都の条例では、宗教施設そのものは対象外。																								
25 複合施設(*下記注の面積の合計で判断)	複合施設(1～8、10～23の用途が2以上ある建築物)																								

注) は、バリアフリー新法では、主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。 は、バリアフリー新法では、一般公共の用に供されるものに限る。 \*福祉環境整備要綱では、「分譲住宅」は対象外

\*当該特別特定建築物の床面積の合計と当該特別特定建築物と同一敷地内に存在する他の特別特定建築物の床面積の合計で判断

- 凡例   バリアフリー新法で義務対象となる範囲
- 東京都福祉のまちづくり条例対象
- 東京都建築物バリアフリー条例(委任条例)で義務対象となる範囲 (上記水色にプラス)
- 日野市福祉環境整備要綱
- 日野市まちづくり条例対象施設
- 世田谷区ユニバーサルデザイン条例
- は、施設規模により、整備基準の適用項目が変わるもの

## (2) 本条例に定める特定施設の範囲と適合を求める基準

- ・特定施設の範囲と整備基準は、条例中ではなく、規則に定めます。
- ・『日野市福祉環境整備要綱』では施設範囲が非常に広がったことから、範囲の設定は委員会でも議論になりました。しかし、以下の基本方針をもって、東京都と同等まで対象施設の範囲を狭めるものとします。

### 《特定施設の整備についての今回の条例の基本方針》

#### 実効性の担保を優先する

#### 複雑化した手続きの簡素化（より届出を出しやすく）する

#### 過渡期の条例とする

##### ・【実効性の担保の優先】

まずは手続きが適切に行えるようになるための助走段階と位置付け、対象施設の範囲と整備基準は、東京都と同等にします。対象施設範囲は狭めることとなります。

##### ・【簡素化】

手続きでは東京都を上回るものを定めて、東京都の手続きを適用除外とし、今まで、東京都と日野市二本立てであった手続きを、日野市に一本化します。

##### ・【過渡期の条例】

今回はあくまでの過渡期の条例と位置付け、見直し期限を設けて、今後見直します。

その上で

対象施設の範囲・整備基準は、東京都と同等とします。

日野市の特色に合わせた独自の対象施設の範囲・整備基準の設定は、東京都福祉のまちづくり条例の改正後に行います。

なお、条例制定～改正までの過渡期に建築される施設についても、暫定措置として、入り口の段差解消などの最低限の基準への適合を求めるべきという意見もあります。これは、課題として残っています。

- ・本来ならば、対象施設は、東京都の範囲を基本としつつ、日野市まちづくり条例や小規模施設での整備ニーズを踏まえて、一部拡大することが考えられます。
- ・しかし、東京都は現在、東京都福祉のまちづくり条例を平成21年4月施行に向けて見直し中です。この見直しでは、東京都の対象施設の範囲が大きく変わる可能性も視野に入れながら検討が進められています。
- ・一方、日野市が、対象・整備基準をどこまで拡大するかを決めるには、事業者との調整など時間を要します。この検討に時間を要して条例制定が遅れると、日野市の条例の施行前（制定から施行まで半年ほど要します）に、東京都の改定条例が施行されてしまう可能性があります。
- ・そのため、日野市では、東京都と同等の施設範囲・基準を規則に定めて条例を施行し、運用してみて、手続き面の実効性を強化するものとします。その後、早い段階で、東京都の改正を踏まえて、規則に定める「対象施設・基準」を見直すものとします。



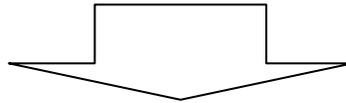
(3) 特定施設の整備を誘導するための手続き

- ・『日野市福祉環境整備要綱』の運用状況等を調査したところ、以下のような課題が明らかになりました。

既存の『日野市福祉環境整備要綱』の運用の課題と新たな制度づくりの必要性

課題	基準への適合をチェックするための「届出」の提出が担保されない
	<ul style="list-style-type: none"><li>・半数近くが届けられていない</li><li>・要綱単独での届出は、ほとんどない</li><li>・届出なくとも、強制力なし</li><li>・関連する手続きが各種あり、複雑</li></ul>

課題	：基準に沿った「整備」が十分担保されない
	<ul style="list-style-type: none"><li>・審査担当課の担当者が不足。技術職員はおらず、きめ細かい審査は困難</li><li>・整備後に、届出通りに整備されたか確認していない</li></ul>

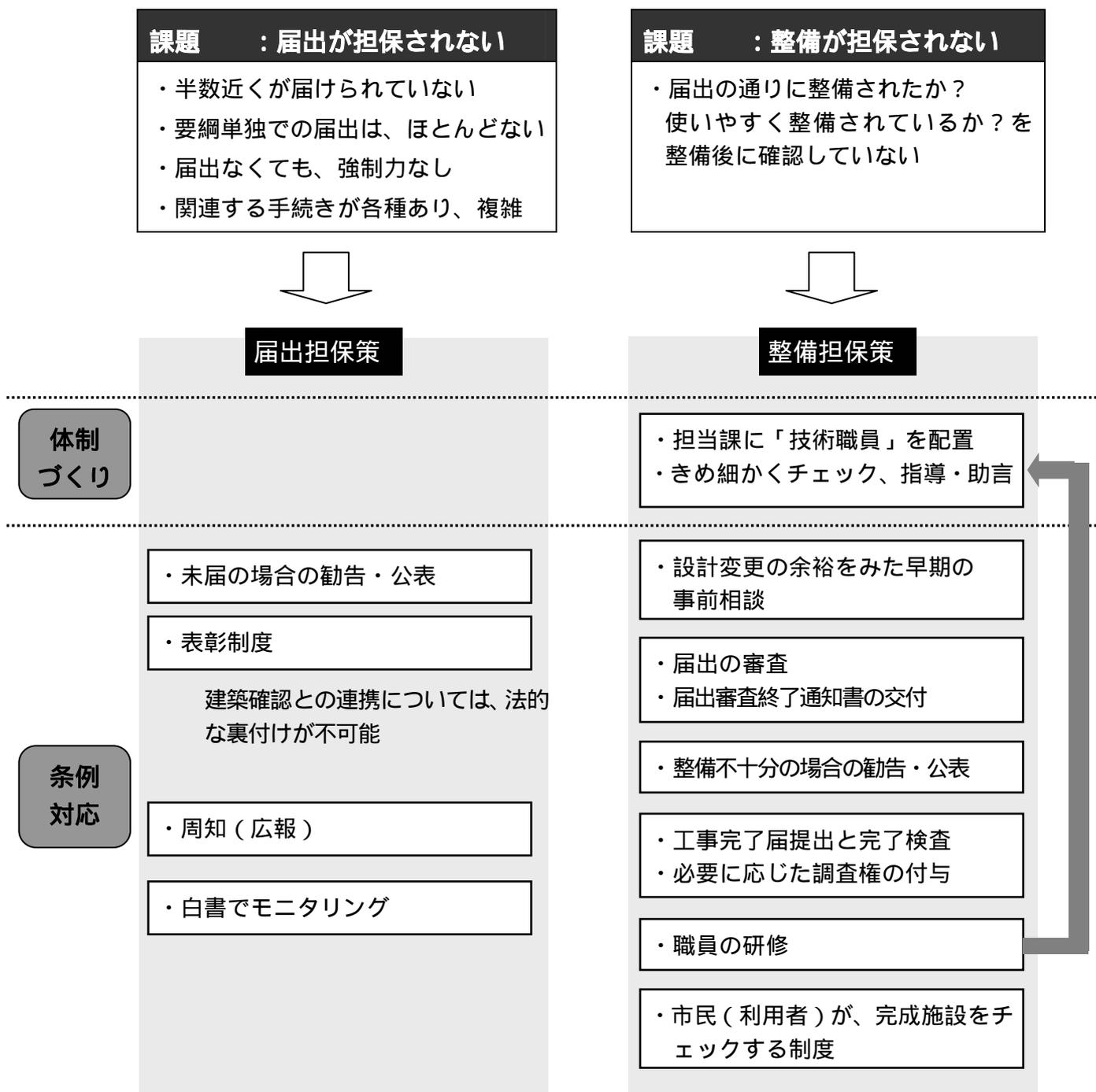


課題を踏まえた新たな「制度」づくりの必要性
<ul style="list-style-type: none"><li>・届出担保策、整備担保策を明確に位置付けた、実効性のある制度づくり</li><li>・要綱よりも強制力を持った制度づくり</li></ul>
課題を踏まえた新たな「体制」づくりの必要性
<ul style="list-style-type: none"><li>・上記制度を、円滑かつ効果的に運用するための体制づくり</li></ul>

日野市福祉環境整備要綱の課題（赤字部分が課題の指摘）

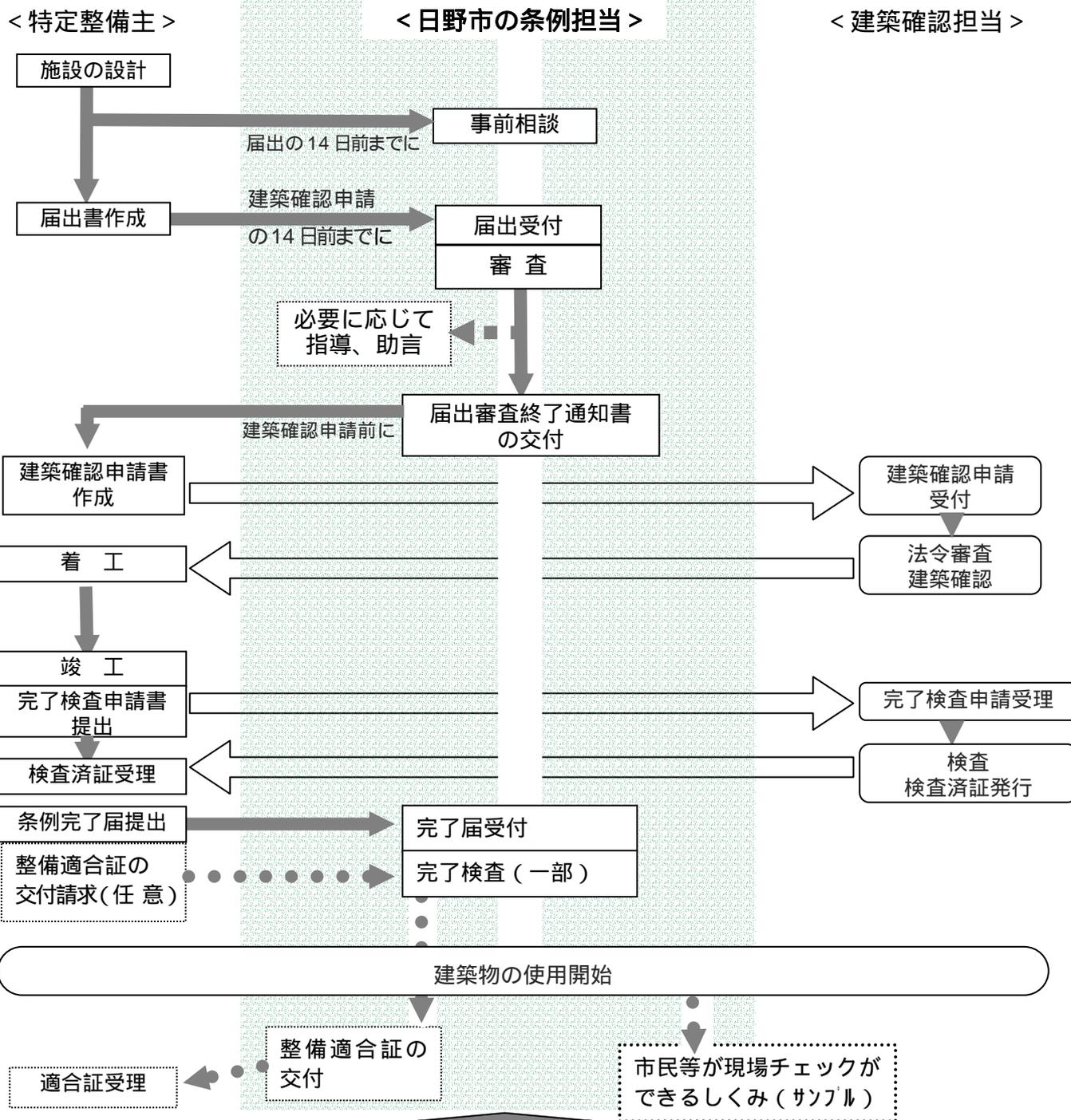
対象 目的	開発（建築行為）の指針		建築物バリアフリー（ユニバーサルデザイン）の指針	
制度名称	日野市まちづくり条例	日野市福祉環境整備要綱	東京都福祉のまちづくり条例	建築物バリアフリー条例
施行 担当課	(平成18年) まちづくり課	(昭和63年) 生活福祉課	(平成7年) 生活福祉課	(平成15年、平成18年改正) 建築指導課
制度	日野市の自主条例	日野市の要綱	東京都の自主条例	東京都の要綱
担当課 担当人数 技術職員	まちづくり課 4人 1人	生活福祉課 1人 0人	担当は一人だけ 技術職はない	建築指導課 4人 4人
届出の 担保手法	届出がない場合、 工事停止等を勧告、勧告に 従わなければ事業者名を公表	なし	届出がない場合、届出を勧告、 勧告に従わなければ公表	建築確認済証の交付を受けた後で なければ、工事できない。 違反すると、工事停止・撤却等
	<p>大規模開発事業の手続き</p> <p>事前相談</p> <p>開発基本計画の届出・概算・広告物の設置</p> <p>説明会の開催</p> <p>十分な話し合い協議</p> <p>事前協議申請書の提出・概算・広告物の設置</p> <p>意見書の提出</p> <p>見解書の提出・概算</p> <p>調整金の納付申請</p> <p>調整金納付書の提出・概算</p> <p>案内事業の調整の提出・概算</p> <p>指導基準への適合審査</p> <p>指導基準適合通知書の交付</p> <p>開発事業に関する協定締結</p> <p>届出なし → 工事停止・中止勧告</p> <p>勧告に従わない → 公表</p> <p>完了届</p> <p>検査・完了検査適合通知書の交付</p> <p>建築物の使用開始</p> <p>事前相談</p> <p>まちづくり条例から 届される届出がほとんど</p> <p>届出</p> <p>指導、勧告</p> <p>単独届出は、 ほとんどなし</p> <p>事前相談</p> <p>届出</p> <p>指導、勧告</p> <p>届出なし → 勧告</p> <p>整備不十分 → 勧告</p> <p>勧告に従わない → 公表</p> <p>指導基準適合届出申請</p> <p>整備基準適合届出</p> <p>事前相談</p> <p>届出</p> <p>指導、勧告</p> <p>確認申請受付</p> <p>建築確認（法令審査）</p> <p>建築審査済証の交付</p> <p>着工</p> <p>確認なし → 工事停止 撤却等</p> <p>完了届</p> <p>完了検査</p> <p>検査・検査済証発行</p> <p>建築物の使用開始</p> <p>届出がなくとも、 整備不十分でも、 勧告や公表もなし</p> <p>整備後のチェック もなし</p>			

- ・課題を踏まえ、以下のような対応を図るものとし、本条例や今後の体制づくりに反映するものとなりました。



東京都も、本年度から、東京都福祉のまちづくり条例の研修を開始

手続きに関しては、具体的に以下を条例に位置づけます。(太字部分が新設手続き)



職員による  
立ち入り調査権を可能に

勧告

- 「完了検査」のほか、  
以下、必要な限度において
- ・届出にかかわる指導及び助言
  - ・勧告
  - ・公表
  - ・その他必要な場合

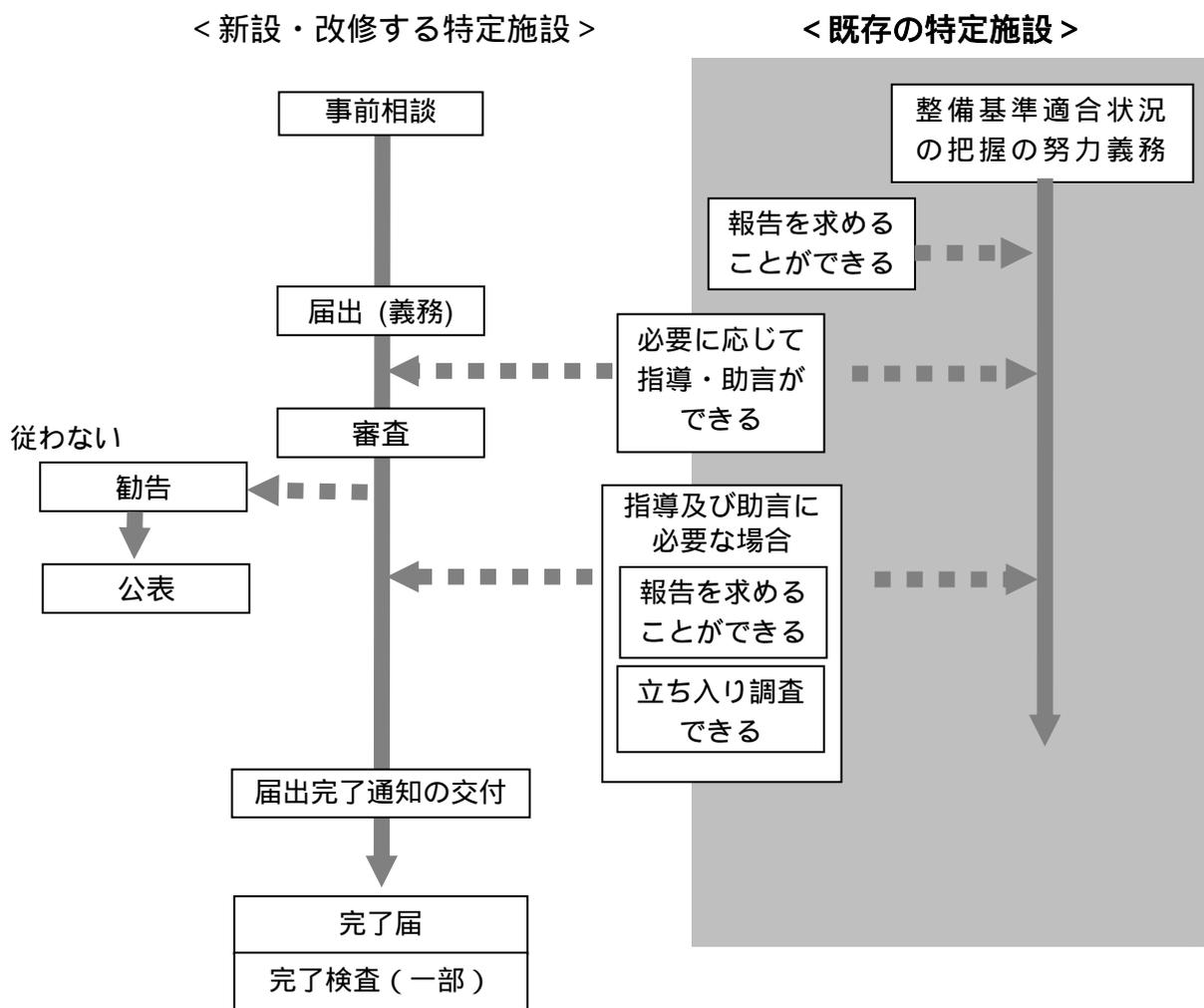
- (以下の場合)
- ・届出を行わずに工事に着手
  - ・特定施設の新設・整備に伴う整備が、整備基準に照らして著しく不十分

公表  
従わない

### 3. 特定施設の整備 - 既存特定施設の状況の把握等 -

- ・届出を求めているのは特定施設の『新設または改修』の場合のみで、特定施設でも既存の施設は届出の対象になりません。そのため、ここでは、既存の特定施設についても「整備基準に適合させるための整備の状況の把握」に努めるよう、**努力義務**を定めます。
- ・また、市長は、当該既存特定施設の整備基準への適合状況について、**報告を求めることができる**ものとします。
- ・さらに、新設及び改修の場合と同様、必要に応じて「指導及び助言」「指導及び助言に際して必要な、報告の徴収及び立ち入り調査」もできることとします。

#### 特定施設にかかわる手続き等 まとめ



### 4. 市施設の先導的・モデル的整備

- ・民間に対して整備を求める以上、市が先導的に整備を進めることを**努力義務**とします。
- ・また、自ら新設・改修する施設については、整備基準に適合する以上のモデル的整備を率先して行うことを、**努力義務**とします。

## 5. 施設をつなぐ連続した整備の推進

### (1) 推進地区

- ・施設それぞれについて整備を進めるだけでなく、施設相互のつながり部分にも配慮して、途切れのない連続したユニバーサルデザイン空間の整備が必要です。
- ・そのため、地区を指定して、面的かつ集中的に整備を進めるしくみを位置づけます。
- ・なお、推進地区の指定手続きと実施は、「日野市まちづくり条例」に委任します。

### 日野市まちづくり条例に基づく「協働による重点的まちづくり」の手続き

## 協働による重点的まちづくり（第38～41条）

市が重点的・優先的にまちづくりを推進する必要がある場合、地区を指定してまちづくりを推進していく手順を定めています。

### ●重点地区とは？

以下のような条件に該当する地区を重点地区として指定します。

- 1：まちづくりに関する施策等において重点的な整備開発保全が必要とされている地区
- 2：都市計画事業の施行地区とその周辺
- 3：公共施設または公益施設整備にあわせて総合的なまちづくりが必要な地区
- 4：周辺地域へ大きな影響を及ぼすことが予想される大規模開発事業予定地及びその周辺地区
- 5：市長が特に必要と認めた地区

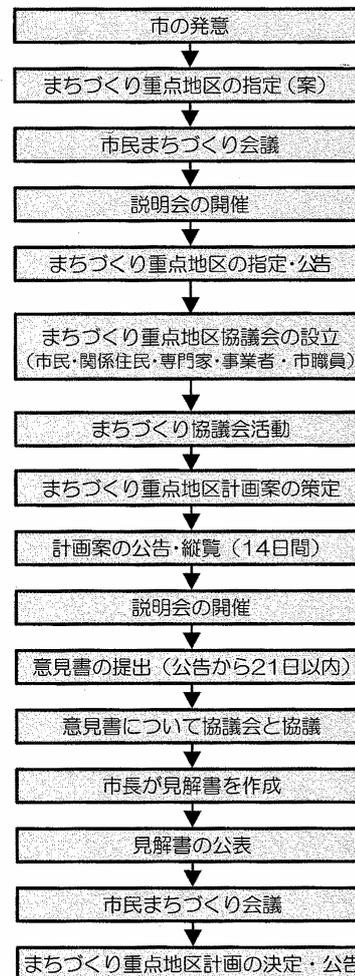
### ●どんなまちづくりができるの？

市長が重点地区を指定し、公告した後、重点地区まちづくり計画を策定するため、該当する地区住民を対象に「重点地区まちづくり協議会」が設置されます。

どんなまちづくりが行われるかは、この協議会において、「重点地区まちづくり計画」を策定し決めます。

### ●誰が協議会のメンバーになるの？

協議会のメンバーは、地区の住民や事業を営む者、土地建物の所有者、その他の市民等、識見を有する者、開発事業を行う者、市の職員です。



計画プロセス

決定プロセス

計画周知



## ( 2 ) 安心・安全でわかりやすい移動空間の連続した確保

- ・家を出て、目的施設まで移動して、用を足すといった一連の行動で目的を達するためには、施設内はもとより、施設と道路の間、施設と施設の間の敷地部分、路上など、施設と施設の間でも途切れることなく連続した円滑な移動空間を確保することが必要です。
- ・そのため、施設所有者間で協働して敷地内通路を通りやすくする、適切でわかりやすい案内表示で移動をしやすくする、はみ出し陳列・看板を排除する、物品放置などを防止するといった「安心・安全な移動空間の確保」を**努力義務**として定めます。
- ・また、道路や通路の確保に市民が積極的に協力することも、**努力義務**として定めます。